

2020年9月16日の東京高等裁判所の控訴審の判決について

小島延夫

2018年2月16日に東京地方裁判所に提訴した「東京都中野区長が、東京都市計画公園第4・4・3号中野公園再整備実施工事により同公園の価値を減少させ、同公園の適正な管理をしないことが違法であることの確認」を求めた訴訟は、東京高等裁判所が、2020年9月16日に、控訴を棄却し、その後、上告をしなかったことによって、「訴えを却下する」との東京地方裁判所の判決が確定しました。

この訴訟の中では、①公園の木を切ることによって、中野区の財産である木を滅失した②トラックの整備によって公園の価値を下げ、その維持管理によって毎年損失を発生させる ということは、財務会計上の違法行為だとして問題提起しました。

しかし、裁判所は、いずれも裁判の対象となる財務会計上の行為ではない、として訴えを却下しました。裁判所は、中野区がしたことが正しいか、誤っているかの判断を避けたわけです。

他方、裁判の過程では、従来の草地広場の年間の維持管理費は3300万円（平成26年度）でしたが、トラックを整備した後の本件公園の年間の維持管理費は5500万円弱と予定されること、さらに、5年に一度950万円、10年に一度6275万円の修繕費用がかかること、10年間で合計2億9225万円もの支出増となることが明らかになりました。

また、公園の森や草地広場の価値などを広く明らかにすることができました。

10年間で合計2億9225万円もの支出増となることや公園の森や草地広場の価値が明らかになったことは大変大きな意義があります。

訴えが却下されたことは残念ですが、重要なことは、この裁判で、裁判所は、中野区がしたことが正しいか、誤っているかの判断をしなかったということです。中野区がしたことは適法だという公的見解はされませんでした。

裁判所が判断を回避したことで、裁判の過程で明らかになった事実を元に、今後のトラックの除去、公園管理の適正化などに向けての、住民の取り組みの重要性が高まりました。

